

会議要録

会議名	令和5年度第1回八王子市消費者教育推進会議	
日時	令和5年7月25日(金)午後2時00分～午後3時00分	
開催場所	クリエイトホール10階 第2学習室	
出席者等氏名	出席者	座長 朝日ちさと、渡邊隆、 黒崎勇矢、利光重信、山本朱里、丸山茂男、赤木省三、野崎忠行 関山一樹、鴨狩淳一、立花等、橋本光太郎(敬称略)
	事務局	奈良課長補佐、森主査、中村主任
	欠席委員	長谷川薫、中野智彦、宮嶋淳一 (敬称略)
議題等	【議事】 (1) 第2期八王子市消費者生活基本計画の重要課題2の振り返りについて (2) 第3期八王子市消費生活基本計画におけるSDGs及びエシカル消費について	
公開・非公開の別	公開決定後公開	
傍聴人の数	0名	
	・令和5年度第1回八王子市消費者教育推進会議 次第 1. 開会 2. 参加者紹介 3. 座長選任 4. 議事 (1) 第2期八王子市消費者生活基本計画の重要課題2の振り返りについて 《報告及び意見聴取》 (2) 第3期八王子市消費生活基本計画におけるSDGs及びエシカル消費について 《報告及び意見聴取》 (3) その他 5. 閉会 資料1 消費者教育とは 資料2 第2期八王子市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 令和4年度取り組み実施状況等調査票 資料3 第2期八王子市消費生活基本計画 重要課題の進捗状況 資料4 第2期八王子市消費生活基本計画 取り組み状況と今後の検討課題《振り返り資料》 資料5 令和5年度八王子市消費者教育実態調査	

会議内容

1 開会

事務局 : 令和5年度第1回八王子市消費者教育推進会議を開会します。本日は午後2時から3時までを消費者教育推進会議とし、その後、審議会委員には、午後3時から第2回八王子市消費生活審議会の開催を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。まず、資料の確認ですが、机上に、本日の次第、八王子市消費者教育推進会議参加者名簿、八王子市消費者教育推進会議開催要綱、資料の5-2、資料6「SDGsとエシカル消費」、「令和4年度事業概要(修正版)」です。参考で「計画改定の内容」、「今回の会議前の事前質問書と回答」、「第1回審議会後の意見書のまとめ」を配布させてもらっていますが、過不足ございませんか。また事前にお送りした資料1から資料5と「第2期八王子市消費生活基本計画」、「八王子市消費者教育推進計画(追補版)」を本日お持ちでない方はいらっしゃいますか。もしお手元になればおっしゃってください。それでは会議に先立ちまして、市民部長、立花からご挨拶を申し上げます。

市民部長 : 皆さん、こんにちは。市民部長の立花です。今日は第1回の消費者教育推進会議ということで、この後3時から審議会のほうもございます。続けてご参加になる審議会の委員の方には、長時間になりますが、よろしく願いいたします。大変暑いので、途中でちょっと調子が悪いときにはすぐにおっしゃっていただいて、事務局のほうで対応しますので。また、飲み物がございますので、水分を補充していただいて、活発なご議論をいただければと思います。今週末は、八王子花火大会ということで、富士森公園で、4年ぶりに実施されました。前回よりも多い数で、4,000発の花火が打ちあがると。これは協賛金に依拠するということになりまして、やはり皆様待ちに待ったということで、かなりの額の協賛金が集まって、今までよりも多い数の花火が上がるというふう聞いております。また8月の4日から6日が八王子祭り、こちらフル開催ということで、3日間制限なしで行われるということですので、ぜひ、今回は台湾高雄市のパフォーマンス団などもお見えになるということで、冊子が街中配られておりますので、見ていただいて、楽しんでいただければと思います。それでは今日長時間にわたりますが、ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

事務局 : ありがとうございます。本日の会議は、記録のため音声を記録しております。また、八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針の、会議の公開項目の公開しないことができる事項の非公開事項に該当するものがないとし、この会議は公開といたしますので、ご承知おきください。

長谷川委員ですが、本日欠席となっております。また、八王子市商店街連合会に推薦を依頼している委員は調整中で、現在未定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

【参加者の紹介は省略】

事務局 : この会議の開催について、八王子市消費者教育推進会議開催要綱では、会議の議事を進めるに当たり、座長を選任することとなっております。座長につきましては、東京都立大学都市環境学部教授の朝日ちさと先生にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 : それでは朝日先生よろしくお願い申し上げます。本日の会議の流れをご説明させていただきます。6月29日に第1回目の審議会を開催し、次期計画策定について諮問し、計画の重要課題1の振り返りから課題2について、委員の皆様からご意見等をいただきました。本教育推進会議では、現行計画の重要課題2、消費者教育の推進について、教育関係者を中心にご意見等をいただきたいと思っております。それでは、これより事務局からご説明をさせていただきます。

事務局 : 第1回審議会は、時間に制限がありましたので、ご意見を十分にいただけてなかったのではないかと事務局のほうで感じて、会議後の意見書という書式を皆様にメールでお送り、郵送させていただいた結果、3名の委員様から質問・提案・ご意見をいただき、まとめさせていただきましたのが参考の「第1回審議会の意見まとめ」です。そのご提案の中に、資料送付の際に、会議前に資料であるとか、会議の内容について等のご質問を受けてはどうかというご提案がありましたので、今回の第1回教育推進会議・第2回審議会

の質問書を、事前送付の資料と一緒に送付させていただいています。その結果が、参考の「第1回消費者教育推進会議・第2回消費生活審議会の事前質問書回答」です。こちらは、期日までにいただいた質問について、回答書を作らせていただき、その後、もう1名からいただいた質問書は、会議後追って回答させていただきます。質問書の中で、資料5「令和5年度八王子市消費者教育の実態調査」に、学校教育に消費者教育についての調査をしたところ、21ページと23ページにある問いで、「出前講座利用及び講師派遣規模が0となっている点について、市の分析を伺いたい」というご質問をいただいております。回答については、こちらの回答書をご覧になっていただきたいと思います。重要課題2の目標について、数値の進捗状況と今後の開催先人数を知りたいということで、おおむね今の予定でいきますと、1,400名で今後の受講者見込み数は、2,500名を達成できるのではないかと考えております。「学校教育に対して、市が消費者教育に関わる理由と、文科省とのすみ分けについて知りたい」というご質問ですが、小中学校・高校の学習指導要領では、消費者教育に関する内容が盛り込まれており、それに従い学校教育のほうでは消費者教育、消費者教育と名乗ってはいないかもしれませんが、家庭科であるとか、社会科、公民科、技術などで、学習指導要領に掲げられている内容を、授業で取り上げています。消費者基本法では、「地方公共団体は前項の国の政策に準じて、当該地域の社会的経済的状況に応じた政策を講ずるように努めなければならない」と規定されております。また、消費者教育の推進に関する法律でも、消費者教育の推進に関する基本的な方針から、消費者行政と教育行政の緊密な連携協働を規定しており、地方公共団体においても、消費者行政担当局、担当部局と教育委員会を初めとした教育部局とが緊密に連携するとともに、それ以外の行政各部局とも情報共有しながら、施策を推進することが必要であると書かれております。このように、学校教育と意見情報交換を行いながら、学齢期における児童生徒への消費者教育を後押しし効果的に行うことを、消費生活基本計画にも掲げています、「消費者市民社会の実現」を目指していきたいとご回答させていただきます。それでは、質問についての回答はこれまでにさせていただきまして、朝日座長に議事の進行をお願いしたいと思います。

朝日座長 : それではここから議事を進行したいと思います。皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。それでは次第の4の議事に入る前に、事務局から傍聴者についてのご報告をお願いいたします。

事務局 : 本会議場に傍聴席を設けましたが、今現在傍聴者はおりません。このあと傍聴希望者があった場合は、随時入場しますのでご了承ください。

朝日座長 : ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思います。本日の議事、1から3までありますけれども、まず1の「第2期八王子市消費生活基本計画の重要課題2の振り返りについて」、事務局からこれについてご説明をお願いいたします。

事務局 : はい。本会議の資料は、枚数も文字数も多く、これを一読するのはお時間を要することだと反省しております。それで資料1から4のご説明の際に、資料1「消費者教育とは」をご覧いただき、消費者教育とは、「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動」と、消費者教育推進に関する法律第2条第1項で定めております。ここで言う「教育」とは、学校教育と生涯学習教育、この2つが、主にこの教育という中に含まれ、そのほかに、これに準ずる啓発活動と規定しております。消費者教育が目指すものは、安全に安心して、豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のために、まずは①自立した消費者を育む。被害を認識したり危害を回避したり、被害に遭った場合適切に対処することができる、自ら考え、自ら行動する自立した消費者の能力を備えることが重要、とされています。もう1つは、SDGsの目標である今後の持続可能な社会に関係しており、一人ひとりの消費行動が社会・経済・環境に大きな影響を与えることを理解し、品質や表示を確認したり、環境に優しい商品かどうかを調べたり、幅広い視点から消費について考え、行動する責任が私たちにあるというふうに、この消費者教育推進に関する法律は定めています。教育というのは、人々がよりよい人生を歩むための知識や経験を備えるものであると同時に、自律、自分を律するのと、自活していく、自分で立っていく力を養うのが教育だと思っております。消費者教育についてご説明させていただきましたが、他部門で、消費者教育の連携していくべき教育という分類の中に、環境教育、食育、国際理解教育、法教育、金融経済教育なども挙げられております。八王子市では中学校の家庭科・社会科教員と協力しまして、平成29年に「磨け！消費者力」とい

う副読本を作成しました。消費者教育に関する法律の中にある、消費者教育との連携する教育の内容を、もれなく網羅しています。次の資料A3の「八王子市消費者教育のライフステージ別取組状況」ですが、こちらについては、消費者教育推進計画の28ページ、29ページの資料に、消費者教育の体系のイメージアップというものがあり、こちらを実際の八王子市の消費者教育を当てはめてみたら、このような体系の分布になりました。今後も第3期八王子市消費生活基本計画を策定するに当たって、消費者教育推進計画と、消費者基本計画を一体化していくという計画内容で、策定していく方向性になっている中で、なお一層充実させていく必要があるというふうに考えております。資料1の説明前に、計画改定の内容について、参考資料があったのですが、こちらの説明を飛ばしてしまいましたので、もう一度見ていただきます。

こちらは昨年度に意思決定した計画改定の方向性の内容になります。今までの計画と異なる点は、視点というものを3つ、政策の中に加えていく構成になっています。1つは、公正で持続可能な社会の実現、これはまさしくSDGsにつながるもの。あとは、デジタル社会への対応と、八王子市基本構想にある未来デザイン2040にあります、人と人とのつながりを、今までの重要課題であった3つの課題を政策に転換し、3つ視点を、この政策の中に網目のようにくぐらせて計画を作っていくと考えております。計画の形式としては、今まで二本立てであった消費生活基本計画と消費者教育推進計画は、教育に関しては実施計画に当たる内容なのですが、これを消費生活基本計画として一体化して、中身を充実させていくとしています。私からは以上になります。

受託業者

：資料5の説明をさせていただきます。着座で説明させていただきます。今回の計画策定の業務を受託しております、株式会社グリーンエコの澤島と申します。よろしく申し上げます。今回の計画改定に先立ちまして、各学校に実態調査のWEBアンケートのご協力をお願いいたしました。多くの皆様からご回答いただきまして、ありがとうございます。実はこういったアンケートですが、今から7年前、前回計画の前にも同じようなアンケートを実施させていただいておりまして、今回アンケートの集計をすると同時に、前回のアンケートとの比較をさせていただいております。今回の資料5が調査結果ですけれど、資料の5-2ということで、追加で資料をお渡しさせていただきまして、これが前回のアンケートの比較になります。アンケートも全体の集約、集約というか、結果のほうは見ていただくとかかなり時間がかかるということもありますので、私のほうからこの前回との比較で、この7年間で変わったかということ、集計結果でご確認いただければなと思います。まずこの小学校・中学校・高校、それから大学とアンケート採らせていただいたのですが、大学に関しては前回、学生に対するアンケートだったものですから、比較することができません。ですから、まずは小学校・中学校・高校の集計結果を見ていただければと思います。この資料5-2ですが、小中高とも1ページ目に出ているのは、消費者教育を取り扱っている学校と科目です。科目ですが、先ほどお話がありましたように、学習指導要領などもかなり変わっていることであろうかと思われ、教科名が変わっていることもあるのかと思います。一概に比較はできませんけれど、ある程度この教科でこういった内容を取り扱うっていうのは、7年前に比べたら固まってきているような感じが見てとれると思います。小学校・中学校・高校とも、そこはほぼ変わらない状況になるかと思われ。そして次のページですね。こちらのほうが、学年、どの学年で消費者教育を実際授業や講義としてやっているかということですが、これも全体には変わらないですけれど、小学校の部分については、かなり低学年のときから指導要領にも入っていることがあるのか解りませんが、実際の取扱いがされて、授業なり講義なりが行われていると回答されています。高校の3年生などについては、受験との関係等もありまして、かなり2年生に回答が集中していて、前回よりも2年生に寄っているというようなこともあるかと思われ。相対としては、回答のある学年が、特に小学校でもほぼ全ての学年で増えている状況になっておりますので、広く長く、授業や講義等が行われている状況になっているのかと思います。そして3ページ目、こちらのほうが課題となっていることということですが、今回、回答が多かった順に並べてあります。一番多いのは、7年前も同じですが、活用できる教材が少ない。あとほかの課題があつて、優先的に取り組めないと。時間が割けないといったような回答が多くなつていまして、ここの2つ選択肢が7年前に比べるとかなり顕著に票を集めている。そういう結果になっています。そして最後に4ページ目になります。こちらのほうは、必要だと思ふことということで、効果的な実践事例、実践事例の紹介とかつていう項目が一番、多く回答されています。ですが、7年前に比べると減っています。

質問の選択肢が変わっているの、純粹に比較することは難しいのかもしれませんが、ここから見てとれるということは、かなりやはり消費生活の知識とか、そういったものに関する時代の流れが早く、今やっている内容でいいのかどうかというようなことを、疑問や不安になっているのではないのかな、と推察しています。そんなことが見て取れるかと思えます。「外部講師などによるもの」という、が外部講師派遣の希望が、今回新しい選択肢になって出ていますけれど、実は他の設問で「外部教師に委託している」という選択肢があって、こちらは前回より少なくなったりしています。希望が少なくなると言っても、半分ぐらいは「検討してみる」という回答でしたので、自分たちで授業や講義の中でやっていこうというところはあるかとは思いますが。全体的に先ほど言いましたように、かなりこれでいいのかなというようなところを疑問にお持ちになっているのではないかなと感じました。小学校・中学校・高校の集約結果としては以上です。大学の調査は先ほど言いましたように、ちょっと比較ができないので、7年前からの変化は、難しいのですが、大学側の学校調査では、個別の相談のご要望とか、そういったものがいくつか出てきました。特に大学については、考え方にもよりますが、消費者教育をするといっても、消費者側でもあると同時に、今ネット上のアフィリエイトとか、そういったものに関しては加害者側になる年齢なわけで、俯瞰した相対的な教育というか、周知が必要なのかとも思います。脆弱な知識の中で社会に出ていくと、加害者になってしまうこともあるということだと思いますので、消費者教育以外のこういったことも念頭に置いて、やり方を検討していく必要があるのかなと感じました。今回の調査結果概要となります。以上になります。ありがとうございました。

朝日座長 : ご説明ありがとうございました。それでは事務局の説明が終わりましたので、それを踏まえまして、ご意見、ご質問、お願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

鴨狩 : よろしいですか。

朝日座長 : お願いいたします。鴨狩さん、お願いいたします。

鴨狩 : 学校教育部の統括指導主事の鴨狩でございます。何点かちょっと確認をさせていただきたいんですけど、まず先ほどのアンケートの中で、低学年で消費者教育学習指導要領に載っているというご発言があったんですが、低学年は生活科となっておりますので、基本消費者教育については扱っていない部分が多いと思えます。今、学校は、がん教育、金融教育、消費者教育ですとか、〇〇教育っていうものがたくさんあって、本来学習指導要領で学ばなければならない時数を割ってまでやらざるを得ないような状況が発生しているところをまず一つ、押さえておいていただければと思います。そして、学校としては、恐らくそういった消費者教育に関する内容も入ってきていることから、低学年でも関連するものについて扱うというようなところで行っているところ、学校では非常に努力をされているというふうには認識をしています。ですので、そのアンケートの分析について、もう一度丁寧にやられたほうがいいのかというふうには思っています。ほとんどの場合は、社会科と家庭科、ここで消費者教育を数時間扱うのみになっているので、消費者教育を主に深く掘り下げてやるっていうようなところではなくて、広く満遍なく義務教育の中で学んでいくというのが趣旨というところになっていますので、あまりこの消費者教育を作って学校に持ってくるんですけど、学校の受けとしてはたくさん教育を受けなきゃいけないので、本来の計画に沿った内容よりも多い内容をしなければいけないところが、やっぱり現状というところを押さえておかないと、学校がパンクをしてしまうということ。またあとは、消費者教育については、教育ってついでしてしまうと、こちらの消費者教育の意義についてなんですけれども、教育っていうと、どうしても学校というふうには捉えられてしまうんですが、先ほどのライフステージを見ると、生涯にわたって、やはり学んでいく必要があるだろうということが大切なんだろうと思います。成年年齢が、18歳ということになって、いろいろなクレジットカードですとか、そういったものも自分で作れるようになってくるということで、今の18歳の子たちが、この新しい学習指導要領が改訂をされた平成29年前の学習というところになるので、生涯にわたって学んでいく必要があるだろうというふうには捉えています。ですので、教育というふうにつければいいのか、あるいはその生涯にわたっての学びというふうに変えるのか、ちょっとそのあたりで語弊が生じるところがあるのかなというふうには捉えています。特に幼児期については、保幼少の連携もありますし、そういったところも踏まえると、幼児教育を担当す

る課もこちらにいらっしゃることが必要になるのかなというふうには感じます。

朝日座長 : はい、ありがとうございました。主に2つですね。アンケートの内容に関連しての、実態のところのご意見をいただいたことと、あともう1つは今の消費者教育をカバーする範囲についてのご意見でした。事務局のほうでは何かここで、お答えしておきたいことってございますか。

事務局 : 事務局としても統括と同様に、消費者教育という教科はないため、恐らく国語・算数・理科・社会、その中に、この消費者教育推進法の中に載っている環境教育、食育、金融教育などが授業の中に満遍なくというか、散りばめられているというイメージを持っています。その中で、その学齢に応じてだんだん社会に、社会人として近づいていく段階で備えていくべきものが、高度化して、専科的に取り上げられています。中学校の家庭科の研究教育を拝見しましたら、金銭感覚や人生設計を考えさせるために、どうやって自立して生活していくか、各自がプランを作り、生徒たちにグループワークさせていて、どういうところに住みたい、どういう仕事をしたい、そして将来は、何人家族で、どういう生活をしたかっていうところまでイメージさせるようなこともやっていました。そういうことは一足飛びに5年生だから、6年生だからできるわけではなく、小さいときから積み重ねていって大人になっていく、きちんと過程を踏んだ上で、消費者教育というものが人間の力になっていくのかなと思っています。

朝日座長 : はい、ありがとうございました。ほかにはございますか。私のほうから、このアンケートの中の最後のページのところに、平成28年には聞いていなかった項目ですかね。1つしか棒がないんですけども、どのような内容・方法で授業を行えばよいか等の指示ってできているのか。割と3番目の大きさでありまして、今のお話伺っていて思ったのは、上の2つは改善されている、教材ですか。事例の紹介だとか教材というのは、今までここでも議論がありましたように、教材の作成など非常に尽力いただいて、できているものがあるんですけども、どこに埋め込めばいいのかということもわからないのかなということを感じたところです。アンケートでは選択肢で答えられてるんですよね。中身は分からないかもしれなですけど。そのように思いました。コメントです。ほかには、はい。

鴨狩 : 鴨狩です。今のちょっとお答えになるか分からないんですけども、新しく学習指導要領が改訂されたときに、評価の観点が4つの観点ですね。4つの観点から3つの観点到ったんです。評価とあって、5段階評価、中学校ですとあるんですが、評価っていうのはABCをつけていますが、その3つに観点の柱としては、主体的に取り組む態度っていうのが1つあって、その次に知識・技能という観点があって、で3つ目に思考・判断・表現力っていうところがあるんです。これやはり今3つの観点になっていて、学校も大分混乱はしたんですけど、基本的には社会科で言うと、一番初めに学習指導要領の内容をしっかりと押さえるっていう、主体的に取り組む態度を養う授業を2時間程度やり、その後、知識や技能を身につける。そしてその身につけた知識・技能を使って、あらゆる生活をする中での課題ですとか、そういったことをどう改善できるのかっていうことを思考し、判断し、表現していくっていう、そういった流れになっています。授業っていうのは。そのこの評価をつけていくということなんで、この3つの観点が、バランスよくぐるぐる歯車のように回っていきながら、子供たちは学びを深めていくという、そういった流れになるんです。ですので、先ほどお話、事務局からもあったように、幅広くすくい上げるんですけども、基本的には獲得した知識・技能を、自分の生活や実体験に応じて、どう活用できるかっていうことを、全教育活動の中で行っていくことになるので、今開かれた教育、教育課程ですから、これは学校だけでやるんじゃない。家庭でも関連する内容をちゃんと実は伝えてるはずなんです。各家庭で。おつりをごまかせないように算数やりますよねとか、ちゃんとレシートもらいましょうとか。袋をもらおうと環境、ウミガメが食べちゃった。そういうお話、多分されてると思うんです。そういうところにつながっていったらはずなので、だから今もう学校だけ行うということではないということ。ただ、今回のその3番目のこのアンケートについては、ちょっとまだ学校のほうにこういった考えが浸透、まだし切れてないのかなっていうのは一つ考えられるかと思えます。

朝日座長 : はいありがとうございました。分かりました。それでは、赤木さん、お願いいたします。

赤木 : 赤木でございます。この資料5の実態調査を見ていくと大変興味深いなと思いつつながら見させてもらったんですが、この中での小学校・中学校で、情報とメディアに関しては、かな

りしっかりやってるように、各学校の取組みの中で数字が出ているんですが、情報とメディアの小中学校の教育というのは、大体どういう教育になるのか、ちょっと知りたいなと思ったんですが。

朝日座長 : では、はい。鴨狩さん、お答えをお願いいたします。

鴨狩 : SNSのルール、学校のルールっていうのが各学校全校で一致しているところであります。また、本市ではいじめの対応、いじめ問題をほんと1丁目1番地と考えていて、やはり最近SNSやインターネットを活用したいじめというのが非常に多く来ています。ですので、あともう1つは、正しい情報を判断していくっていうようなことが非常に重要となっていて、今インターネットを調べればたくさん情報が出てるんですけど、これは全て正しいとは限らないので、正しい情報を選んで判断していくっていうようなところを、教育の中には位置付けて、実際にやっていると。あとは外部のインターネットの会社ですとか、そういった企業さんに来ていただいた際の講演などもさせていただいてるところになります。

朝日座長 : ありがとうございます。赤木さん、いかがでしょうか。

赤木 : はい、ありがとうございます。よく分かりました。併せて、これをずっと見ていく中で、これ学校現場の雰囲気が出てるのではないのかなと思ったんですが、やはり先生方も指導の1つの枠とか時間の中で、これだけを取り上げて、消費者教育をするのはかなりきついなという感じが、この答えの中に大分出てきてるような感じがするわけです。一方で、それではそれに代わるものとか、こういったものがあると助かるよっていうものでは、DVDとかパソコン関係のものがあると助かりますという現場の声といいますか、先生方はそういう形の提供を望んでいる。紙なんかのものに関しては、先ほどお話もありましたけども、あまり目立って出てくるよりは、デジタル系のものを流せばある程度子供たちにも理解してもらえるようなもの。先生方もこの辺のスペシャリストってなかなか要請するの大変でしょうし、そういったことからこういう回答になってきているということは、こういう部分を突破していけば、学校教育で今苦しんでらっしゃる部分が、大分埋められていくのかなという感じを実感として、資料分析の中から拝見させてもらったんですが、その辺はいかがでしょうか。

朝日座長 : はい、ありがとうございます。こちらはどうでしょう。調査のほうか、現場のほうでも、お願いしたいんですが、お願いいたします。

事務局 : 東京都の「くらしネット」というサイトでは、子供から小学校・中学校・高校の生徒さんが見て理解できるような動画であるとか、教材などを紹介しております。学校にどういう資料の紹介や資料などの通知が行っているのか存じ上げてないのですが、その辺はいかがなんでしょうか。

鴨狩 : 施策っていうのはやりっ放しにしちゃいけないっていうのが一つあって、やっぱりちゃんと出したものについては、追わなければいけない。我々も教育委員会の定例会でも大分それを言われているところです。ちゃんと追うことって、やっぱり大事なのは、これらの学校の枠を超えて、子供の姿っていうんですかね。この義務教育が終わった後の子供の姿をみんなが共有しないと、消費者教育もしたり、結局やるのが目的になっちゃうと、やっぱり子供を置き去りにしてしまうと。将来社会に出たときに、子供がちゃんとこうやってだまされたりとか、ああいった犯罪に巻き込まれたりとかってならないようにするためには、どうしたらいいのかっていうのをイメージしながら教育をしていかないと、成果は出ないんだろうというふうに思っています。で、今、学習指導要領が改定になりまして、令和の日本型教育ってお聞きになられたことありますか。あの中に、タブレット端末1人1台、毎日持ち帰ってるんですけど、これ何でかっていうと、個別最適な学びっていうって、自分で調べたりとか考えたり勉強したりっていうのを、一人一人の学力やスピードにも応じて、自分で自宅でも勉強ができるように、タブレットを持ち帰ってるというのがあります。ですので、そのタブレットを使って、開いて自分がその消費者の、こういう金銭の取扱いとかどうなんだろうかって興味関心が湧くような資料があれば、今子供たちはこの紙よりもタブレットの方が早いですから、今小学校1年生がもう使ってますからね。そういった形でいくと、子供にとっても興味が湧くし、学びも深まってくるだろうと。それも一人一人に応じて、というふうになってるので、そういったデジタルデータっていうのは有効なのかなっていうふうには思ってます。これ併せて、カーボンニュートラルっていうこ

とで、紙を今少なくしていき、そして二酸化炭素の排出量も少なくしていくんだっていうことも還元していく。また今タブレットを使ってる電気は、太陽光で学校が発電してますよとかですね、例えばクリーンセンターで燃やしたもので発電したものが、今役所に来てますよとか、そういった学びにつながっていかないと、環境も消費者教育にもつながっていかないのかなっていうふうには考えてます。

朝日座長 : ありがとうございます。このデジタル教材の有効性についての確認できましたということで、ありがとうございます。それでは、ちょっと時間的に押しております。それではこのあたりで大丈夫そうですかね。はい、それではどうもありがとうございました。ご意見、たくさんありがとうございました。それでは、次の議題に移りたいと思います。議事2で、次は第3期の八王子市消費生活基本計画におけるSDGs及びエシカル消費について、これについて事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 : 資料6をご覧ください。これはSDGsとエシカル消費について、昨年度、市民意識実態調査を行った結果から抜粋し、表裏で表しております。消費生活に関する市民意識実態市内3,000人、18歳以上の方を無作為抽出ということで調査した結果、1,423人の方からご回答をいただきました。表目の方、SDGsという言葉の認知度について、「知っている」という回答は80%、「知らない」が17%、「そのほか」というふうになっており、SDGsという言葉の認知度は、マスコミであるとか、いろいろな媒体を通して、知らされていると結果になっています。「知っている」と回答した方のうちで、関心があるSDGsの目標、自分をご存じのものについて、複数回答していただいた結果がこちらになります。SDGsの目標を大まかなグループにすると、まず気候環境問題で1つ、人権で1つのくくり、後は経済・産業、持続可能な消費・生産ってということで、3つに分かれるかと思えます。皆さんの関心が高いのは、この結果では気候変動であるとか、令和4年度はちょうどウクライナ戦争が始まった年でもあり、平和に対する関心度も高かった。次にエネルギー、原油問題でエネルギー高騰ということも社会現象としてありました。そのほかに、上から4つ目以降、水、衛生、教育、保健、貧困、飢餓、こちらのほうについては、人権のカテゴリーに入ります。その下のほうに海洋資源があり、これは環境問題ということで挙げられ、消費生活のメインである目標12の「つくる責任、つかう責任」、こちらのほうは、下から6つ目の「持続可能な消費と生産」に入ります。これについては40.5%ということで、気候や人権、環境に対する関心に対して、下から6つ目ですので、低い。まずつくる責任には、企業や経済・産業の分野で、使う責任は消費者側になり、経済・社会が回っていくためには、物を生産して、物を購入して、生活を成り立たせていく。それが非常に進んでいくと、環境の問題に発展していきます。また安いもの、安い労働力を求めて、資本主義というのは流れていきますので、そういったことでこの人権問題っていうものも発生してきていると考えると、12の作る責任・使う責任というのは非常に重要な課題だと感じています。この「つくる責任・つかう責任」について、50%に近づけていきたいと考えております。裏面見ていただきまして、エシカル消費という言葉の認知、こちらのほうについては、SDGsに比べるとがくんと減って、「知っている」が約30%、「知らない」が約70%ということになっています。実はこのエシカル消費については、SDGsの持続可能な消費と生産、あるいはSDGs全体目標から、一般の人たちが行える行動様式を、幾つか列挙しております。その中に、「知っている」の30%の方たちの中で、知っているエシカル消費の内容について、n値419ですが、1番目が食品ロス、次にリサイクル製品の購入や使用、そのあとは地産地消、フェアトレード商品の購入となっています。一方、右側のグラフで、日常生活で心がけていること・やっていることという問いについては、エシカル消費という言葉を使わずに、日常生活であなたがやっている行動様式を、複数回答してくださいと問うた場合、1番目にマイバッグ、2番目に食べ残しを減らす。3番目、省エネ・節電につながる行動。あとは、必要なものを必要なときだけ購入する、などとなっております。これは右、左側の食品ロスってのが、ほぼ上から2番目ですので、どんな人でもやはり食品ロスに関する関心は高く、実際に行動している。リサイクル製品の購入や使用ということについても、右側の表では3R（再利用、ごみを出さない工夫、再資源）を心掛けることの下項目はがくんと落ちてしまっています。ここで分かるのは、エシカル消費を、皆さんは意識せずともやっていることが多い。自然環境の保全に関して認証ラベルのある商品の購入と、右の表で言うとフェアトレード商品を購入する、その下のエシカル消費に関する認証ラベル、エコマークについてが低い。ここについては、企業さんに、エシカル消費、SDGsが大事だということを確認

識していただいて、そこに注力していただくことで、認証ラベルのついた商品が一般的に出回る。それを消費者がいいことだと考えて購入するということが、好循環を生むというふうに考えております。今後、企業と消費者が一体になって、このSDGs、エシカル消費を進めていく必要があると考えております。以上です。

朝日座長 : ご説明、ありがとうございました。それでは、学校教育の現場で、SDGsやエシカル消費のカリキュラムなどについて、どのように進んでいるかということをお伺いしたいところなんですけど。はい、資料いただいておりますので、お願いいたします。

関山 : たくさん資料をお持ちしてしまって申し訳ございません。言葉で説明するよりも、実際取り組んでいるものを見ていただいたほうがご理解いただけるかと思ひまして、お持ちしました。SDGsの取組みについてですが、本校では生徒会が中心となって実施しています。各学級、委員会で、1つテーマを取り上げて、学校で取り組めること、それともう1つは、世界で取り組めることを話し合い、給食の放送時間に報告しております。あとは生徒会のほうでも、話し合った内容を新聞にまとめて、全校生徒で共有しております。エシカル消費についても取り上げたクラスがあり、フェアトレード商品のことについても、生徒たちが取り組むことによって理解することができ、それについて何ができていうことを考え、全校生徒で共有することができました。あと、もう1つの資料ですが、昨年度私が在籍していた学校で、SDGsに関する研究を実施し、作成したリーフレットの内容を抜粋したものに なります。まずはSDGsについて「知る」ということ、そして「実践する」、「活用する」という流れで取り組んでまいりました。大切なことは、各教科の中でSDGsに関わる領域や、単元がたくさん散りばめられております。教員側がその内容を意識し、SDGsに関連付けながら生徒につたえることが大切だと思います。さらに、SDGsカレンダーというものを作りました。各教科でSDGsについて取組む内容や時期の一覧を作成することで、より効率的に生徒に教え伝えていくことができます。あとは、それぞれ取り組んだ内容のほうがありますので、よろしければご覧いただきたいと思ひます。よくグリーンカーテンを取り入れている学校があるかと思ひます。枯れてしまった後ですが、それを廃棄するのではなくて、クリスマス飾りのリースを特別支援学級の生徒が作成して、通常学級のクラスにプレゼントするという素晴らしい取組もありました。また、ICT機器の活用というところでは、英語の授業でタブレットを活用し、ニュージーランドのウェリントンの中学生と交流する取組を行ったところ です。生徒は恥ずかしそうに会話をして いましたが、授業終了後には「もっと他国の文化を知りたい。」「もっと他国の言葉を話せるようになりたい。」という思いを抱いてくれる良いきっかけになったかと思ひます。以上でございます。

朝日座長 : ありがとうございます。企画資料もどうもありがとうございました。それでは、ちょっと時間が短くなってしまったんですけども、教育の現場のほうで、教育側の観点のほうで補足いただきたいこと、あればお願いしたいということと、あとご質問ですね。確認などを中心に、お願いできればと思ひますが、何かございますでしょうか。はい、お願いいたします。

関山 : 皆様にご連絡となります。11月8日(水)に本校の家庭科教員が、エシカル消費についての研究授業を、八王子市教育研究会の中で実施します。よろしければご参観ください。授業開始時間等の詳細については、決まり次第、お伝えします。

朝日座長 : ありがとうございます。こういった学校で、こういうエシカル消費、私のほうからの確認なんですけども、「しています」とか今ご紹介あったようなことというのは、消費生活センターとどういったレベルで情報を共有されているんですか。これ日常的なものは足りないかもしれないんですけど、学校で、例えばここでアンケートにあった内容かもしれませんが、八王子市の中学校ではこういう取組みやってますとか、そういう情報ってどのぐらい日常的に入るようになっていることなんでしょうか。

事務局 : 消費者教育資料作成委員会というのを、小学校と中学校とで、センターが中心となって、学校の先生と教材についての検討会をするんですけども、そこが一番情報を得る場となっております。

朝日座長 : 分かりました。ありがとうございます。そういう機会はあるということですね。ありがとうございます。そしたらちょっと時間ないんですが、最後にここで何か一つ、コメントなりあれば、していただけることありますか。分かりました。じゃあこの実践を拝見したと

いうことで、どうもありがとうございました。 それでは、議事1と2については、以上をもって終了とさせていただければと思います。 それでは議事3のその他について、事務局からお願いいたします。何かありますでしょうか。

事務局 : 先ほどちょっともうお話してしまいましたけども、エシカル消費の講座が11月の2日に、クリエイトホールで視聴覚室ですけども、ございます。今のところ以上になります。

朝日座長 : ありがとうございます。そしたら会議要録についての説明、お願いいたします。

事務局 : はい本日の会議要録は、事務局で取りまとめ、皆様にご提示して確認をしていただきます。修正等が出た場合は、必要に応じて皆様にご連絡の上、ご確認いただき、会議要録を決定したいと思います。また、本日の会議の後、会議要録は市ホームページで公開いたしますので、ご了承ください。よろしいでしょうか。

朝日座長 : ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了とさせていただきたいと思います。それでは進行を事務局にお返しいたします。

事務局 : 朝日座長には、会議の進行をありがとうございました。以上で本日の消費者教育推進会議を終了といたします。ありがとうございました。5分ほど休憩した後に、第1回八王子市消費生活審議会の方に移りたいと思いますので、審議会委員の皆様につきましては、引き続きよろしくをお願いいたします。以上でございます。

事務局 : ありがとうございました。

—閉会—